

## 既存安心住宅®認定士 登録規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人安心R住宅推進協議会（以下、「当協議会」）が認定する既存安心住宅®認定士（以下、「既存安心住宅®認定士」）の登録について定める。

### (登録)

- 第2条 当協議会の会員事業者に所属する個人で、当協議会が実施または認定する「既存安心住宅®」の評価・認定に必要な知識と技術を習得するための研修（既存安心住宅®認定士養成研修）を受講し、審査に合格した者は、別に定める様式にて申請することにより、既存安心住宅®認定士として当協議会に登録することができる。
- 2 当協議会は、前項に規定する申請があった時は、既存安心住宅®認定士登録簿への登録（以下、「登録」）を行なう。但し、次のいずれかに該当する者は、この限りではない。
- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - (2) 破産者で復権を得ない者
  - (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約に関する法律第2条2号所定の本人であって同法第4条1項の規定により任意後見監督人が選任されている者、のいずれかに該当する者
  - (4) 反社会的勢力（暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者）およびこれらの者の関係者のいずれかに該当すると当協議会が判断した者または該当する恐れがあると当協議会が判断した者、あるいは該当しなくなった時から5年を経過しない者
  - (5) 過去に会費未納等により当協議会の会員としての資格を喪失した個人もしくは法人役員
  - (6) 過去に当協議会から除名処分を受けている個人もしくは法人役員
  - (7) 社員総会において著しく不適切と認められた者

### (名称の使用制限)

第3条 登録を受けていない者は、「既存安心住宅®認定士」の名称を使用することはできない。

### (登録の有効期限)

第4条 登録の有効期限は、登録した日から5年を経過する日とする。

### (登録の申請期限)

第5条 登録の申請は、別に定める日までに行なうことができる。

### (登録料)

第6条 登録料は、既存安心住宅®認定士を置いている事業者に対し、当協議会の会員会費として、別に定める会員規程にもとづき、次の通り請求する。

- (1) 正会員 入会金 10,000円（入会時のみ） 年会費 12,000円
- (2) 賛助会員 入会金 なし 年会費 1口50,000円

（登録者証の交付）

第7条 当協議会は、登録を受けた既存安心住宅®認定士に対し、認定証および認定カード（以下、「登録者証」）を交付する。

- 2 登録者証には、登録番号、交付年月日、有効期限および登録を受けた者の氏名、生年月日を記載するとともに、登録を受けた者の顔写真を貼付する。

（事業者証の交付）

第8条 当協議会は、既存安心住宅®認定士を置いている事業者に対し、既存安心住宅®認定事業者証（以下、「事業者証」）を交付する。

- 2 事業者証には、登録番号、有効期間および既存安心住宅®認定士を置いている事業者の商号または名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記載する。

（登録者証の提示）

第9条 既存安心住宅®認定士は、「既存安心住宅®」の評価・認定を行ない、あるいは「既存安心住宅®」に関する情報提供および説明を行なう際には、登録者証として、認定カードを携行し、当該顧客から請求があった時はこれを提示しなければならない。

（事業者証の掲示）

第10条 既存安心住宅®認定士を置いている事業者は、「既存安心住宅®」の評価・認定を行ない、あるいは「既存安心住宅®」に関する情報提供および説明を行なうにあたり、事業者証をその事業所の見やすい場所に掲示しまたは備え付けなければならない。

（ホームページ上の掲示）

第11条 当協議会は、既存安心住宅®認定士からの同意を得た上で、当該本人の氏名等を当協議会が運営するホームページ上に掲示することができる。

（登録内容の異動）

第12条 既存安心住宅®認定士は、当協議会に届け出た登録内容に異動が生じた時は、別に定める様式にて直ちに当協議会に届け出なければならない。

- 2 既存安心住宅®認定士は、登録者証の記載事項の内容に異動が生じた時、または登録者証に盗難、紛失、毀損等の事実が生じた時は、直ちに当協議会に届け出なければならない。
- 3 当協議会は、前項に規定する届出を受理した時は、当該届出内容を審査し、適当と判断した時は登録者証を再交付する。

（登録の更新）

第13条 登録を更新しようとする既存安心住宅®認定士は、別に定める日までに登録の更新を申請しなければならない。

- 2 前項の申請にあたっては、既存安心住宅®認定士は、当協議会が実施または認定する研修（以下、「更新研修」）を受講しなければならない。
- 3 第2条第2項から前条までの規定（第5条を除く）は、登録の更新について準用する。

（登録の失効）

- 第14条 既存安心住宅®認定士が次の各号のいずれかに該当した時は、登録は失効する。
- (1) 登録期限に達した時（前条に規定する登録の更新が行なわれなかった場合に限る）、または登録の取り止めの申し出があった時
  - (2) 第2条第2項に規定する事由に該当した時
  - (3) 死亡した時
- 2 当協議会は、既存安心住宅®認定士が前項の規定に該当した時は、直ちに当該既存安心住宅®認定士に対し、登録者証の返却を求めるとともに、第11条に規定する掲示がある時はこれを削除する。
  - 3 第1項の規定に該当する既存安心住宅®認定士は、直ちに登録者証を当協議会に返却しなければならない。

（登録の取り消し）

- 第15条 当協議会は、既存安心住宅®認定士が次の各号のいずれかに該当した時は、その登録を取り消さなければならない。
- (1) 虚偽または不正の事実にもとづいて登録を受けた時
  - (2) 法令等に違反したことにより告発され、あるいは逮捕された時
  - (3) 本規程その他既存安心住宅®認定士として遵守すべき法令・規範等に著しく違反する行為をした時
  - (4) 既存安心住宅®認定士の信用を失墜させる行為をした時
- 2 前条第2項および第3項は、登録が取り消された既存安心住宅®認定士について準用する。

（損害賠償）

- 第16条 既存安心住宅®認定士が行なった「既存安心住宅®」の評価・認定、あるいは「既存安心住宅®」に関する情報提供および説明により、既存安心住宅®認定士の信用を失墜させるとともに当協議会に対し損害を与えた時は、当該既存安心住宅®認定士はその損害を賠償しなければならない。また、既存安心住宅®認定士であった者が既存安心住宅®認定士と名乗り、当協議会に対し損害を与えた時も同様とする。

（改正規定の適用）

- 第17条 本規程に改正がある時は、改正後の規定の適用を受けるものとする。

附 則

1. この既存安心住宅®認定士登録規程は、平成31年4月1日から施行する。
2. この既存安心住宅®認定士登録規程に定めのない事項については、すべて関係法令の定めるところによる。